

議案第70号

調布市せんがわ劇場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月3日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

せんがわ劇場に新たに指定管理者制度を導入するとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市せんがわ劇場条例の一部を改正する条例

調布市せんがわ劇場条例（平成19年調布市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とし、第12条から第15条までを3条ずつ繰り上げ、第16条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に、劇場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等については、調布市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年調布市条例第30号）の定めるところによる。

3 前2項の規定により指定管理者に管理を行わせる業務については、この条例中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第14条 使用者は、別表に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた劇場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減額又は免除）

第15条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減

額し，又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は，還付しない。ただし，指定管理者が特別の理由があると認めるときは，その全部又は一部を還付することができる。

別表中「第8条関係」を「第14条関係」に，「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は，市長が別に定める。